

## 地区委員会はクラブの「相談窓口」 問い合わせ回答書

15-16 櫻木ガバナー年度地区管理運営委員会  
 文責：委員長 金子 公久  
 E-Mail : kokusai@nctv.co.jp

## 《相談窓口依頼内容の回答》

<p><b>《貴クラブからの相談内容》</b></p> <p>1. 標準ロータリークラブ定款 第9条第3節「出席規定の免除」の出席規定。      第9条第3節 (a) 本則を同一会員に対して、何度も適用してよいかどうかをお伺いします。      すなわち、12か月出席規定免除を受けた後、1回出席し、また12か月出席規定を免除されることが可能かどうか。      以上問い合わせます。</p>
<p><b>《当委員会の見解と回答》</b></p> <p>ご相談内容に回答をさせていただきます。</p> <p>1) 標準ロータリークラブ定款 第9条第3節「出席規定の免除」の出席規定運用にあたって。      ご承知のように、ロータリーは例会への出席を重要視します。そこで出席の扱いを考えますと標準ロータリークラブ定款、第12条会員身分の存続 第4節—終結—欠席の(a) (b)の規定により会員身分の終結に繋がります。規程の出席要件を履行しなければ、会員身分の終結に繋がります。この要因が回避されれば会員身分が存続することになります。そこで、第9条 第3節—出席規定の免除 (a) (b)の条件が整えば、出席が免除され、会員身分が存続できることとなり、終結には至りません。</p> <p>第9条第3節には次の条文が附則します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (a) は、理事会の承認する条件と事情による欠席の場合は、最長12ヵ月の出席規定が免除されます。通常は健康上の理由による病欠の為、医師の診断書を理事会に提出し、理事会の承認を受けて最長12ヵ月間、例会への欠席を認め、出席免除の扱いです。</li> <li>• (b) は、クラブ定款の定める諸条件に適合する場合、自己申告で出席規定の免除を希望し、書面で理事会に申請をし、理事会が承認した場合、出席規定が免除されます。</li> </ul> <p>ここで、改めてご相談の案件を考えてみますと。理事会の承認する条件や事情があるのか、また、病気療養中に、例会に出席され、その後に欠席となるのか。頂戴した資料からは判断が出来ません。</p> <p>さて、1度出席し、その後12ヵ月間の欠席、年度が替われば、また出席し、その後同じく12ヵ月間を欠席する。この行為が、会員身分を維持する定款第9条第3節の規定に当てはまる行為かは、疑問が有るように思慮します。ところで、本規定の定める条件を満たすことであれば、理事会承認で、同じ会員が幾度も同一の扱いを受けることは可能と解します。</p> <p>しかし、その際に理事会はクラブの意思決定機関としての見識と良識を持って判断する事が望まれます。いずれにしても本人の状況とクラブの事情を勘案する事が許されると解釈できる定款になっております。これに素直に従われることをお奨めしますが如何でしょうか。</p>

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。本年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しくお願い申し上げます。